

柳井地区広域消防組合 公共施設等総合管理計画

平成 2 9 年 1 月策定

令和 4 年 3 月改訂

柳井地区広域消防組合

目 次

1	計画策定・改訂の背景・目的	1
2	計画の対象期間	2
3	柳井地区広域消防組合の沿革	2
4	管内の状況	3
5	出動状況	4
(1)	火災出動件数	4
(2)	救急出動件数	5
(3)	救助出動件数	6
6	消防施設の状況	7
(1)	庁舎の状況	7
(2)	施設保有量の推移	7
(3)	消防車両の状況	8
(4)	有形固定資産減価償却率の推移	9
(5)	過去に行った対策の実績	10
(6)	現状や課題に関する基本認識	11
7	財政状況	12
(1)	歳入決算の状況	12
(2)	歳出決算の状況	13
8	維持管理・更新等に係る経費の見込み	13

9	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	15
(1)	点検・診断等の実施方針	15
(2)	維持管理・更新等の実施方針	15
(3)	安全確保の実施方針	15
(4)	耐震化の実施方針	15
(5)	長寿命化の実施方針	15
(6)	ユニバーサルデザイン化の推進方針	15
(7)	脱炭素化の推進方針	16
(8)	統合や廃止の推進方針	16
10	全庁的な取組体制の構築・PDCA サイクルの推進方針	17

1 計画策定・改訂の背景・目的

柳井地区広域消防組合は、昭和46年に設立された消防の事務を処理する一部事務組合です。現在、保有している消防本部・消防署及び各出張所の6庁舎のうち4庁舎が、発足当初に建設されたものとなっています。今後、これらの消防施設が集中して耐用年数を迎えることから、建て替え等を含めた総合的な管理計画が必要となります。

また、大規模災害や特殊災害の発生により社会の防災意識は変化し、消防に対する需要も変化しつつある中、防災拠点としての機能維持・強化など消防力の整備についても計画的に検討する必要があります。

一方、構成市町においては、人口減少・少子高齢化の進行により地方税の減少など財政状況は厳しく、組合運営に不可欠な負担金の増額は、見込める状況ではありません。

そうした状況下において、柳井地区広域消防組合公共施設等総合管理計画は、中長期的なトータルコストの縮減や財政負担の平準化と組合が所有する消防施設の長寿命化を図るため、効果的な維持管理・更新整備等を進めることを目的として策定するものです。

また、本計画の策定後に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について（総財務第28号平成30年2月27日総務省自治財政局財務調査課長通知）」及び「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（総財務第6号令和3年1月26日総務省自治財政局財務課長通知）」が示されたことにより、公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、不断の見直しを実施し、充実させていくための改訂を行います。

なお、公共施設等総合管理計画の基本方針である効果的な維持管理・更新整備に基づく消防施設の長寿命化と中長期的なトータルコストの縮減を推進するための具体的な取組を示すものとして令和3年3月に柳井地区広域消防組合個別施設計画を策定しています。

2 計画の対象期間

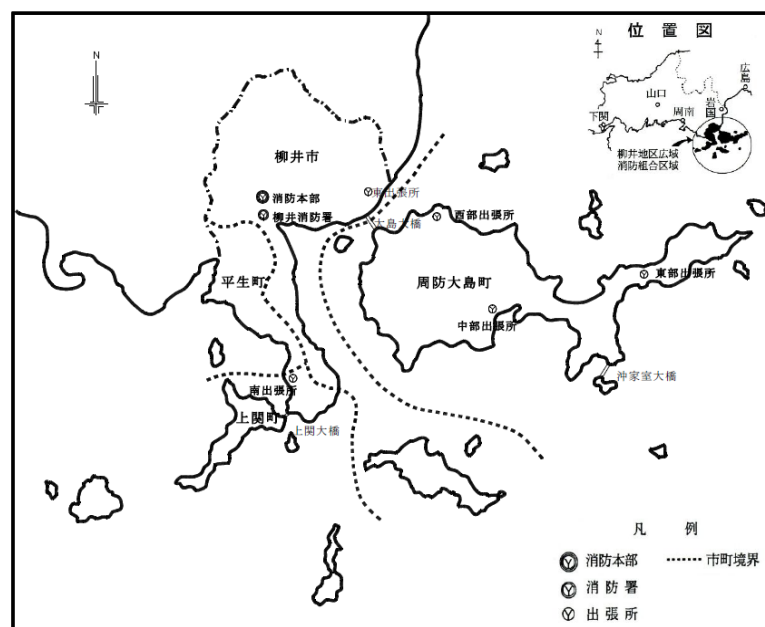
本計画の対象年度は、平成29年1月策定時は、平成28年度から令和7年度までの10年間としていましたが、令和3年3月に策定した個別施設計画にあわせて、令和3年度から令和12年度までの10年間に改訂します。なお、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

3 柳井地区広域消防組合の沿革

柳井地区広域消防組合は、昭和46年に柳井市、久賀町、大島町、東和町、橘町、大島町、上関町及び平生町の1市7町により設立された消防の事務を共同処理する一部事務組合です。その後、平成16年10月に大島郡の久賀町、大島町、東和町、橘町の4町が合併、平成17年2月に柳井市と大島町が合併して、現在では、柳井市、周防大島町、上関町及び平生町の1市3町で構成され、1本部1消防署5出張所で消防業務（消防団並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）を行っています。

地理的には、山口県の南東部に位置し、瀬戸内海に面した沿岸部、室津半島、八つの有人離島を含む島しょ部及び内陸部からなり、面積の大半は山地が占めています。（図1）

図1 管内図



4 管内の状況

管轄面積は、347.42 km²（表1）、管内人口及び世帯数は、令和3年4月1日現在60,038人、30,155世帯となっています。（表2）消防組合発足当初より人口、世帯数ともに減少が続き、今後も減少傾向が継続するとともに、少子高齢化が進行することが予想されます。

表1 構成市町の面積

市 町	面積(km ²)
柳井市	140.05
周防大島町	138.09
上関町	34.69
平生町	34.59
合 計	347.42

表2 管内人口と世帯数の推移

4月1日現在		
年	人口(人)	世帯数
平成24年	70,399	33,578
平成25年	69,564	33,589
平成26年	68,381	33,383
平成27年	67,256	33,065
平成28年	66,137	32,847
平成29年	64,904	32,571
平成30年	63,758	32,229
令和元年	62,515	31,905
令和2年	61,404	31,627
令和3年	60,038	30,155

5 出動状況

消防施設を適切かつ効果的に維持管理していくには、消防に対する需用の変化を正しく理解することも必要です。そのため消防ニーズの最も大きな割合を占める火災、救急、救助出動件数を分析し、今後の推移を予測します。

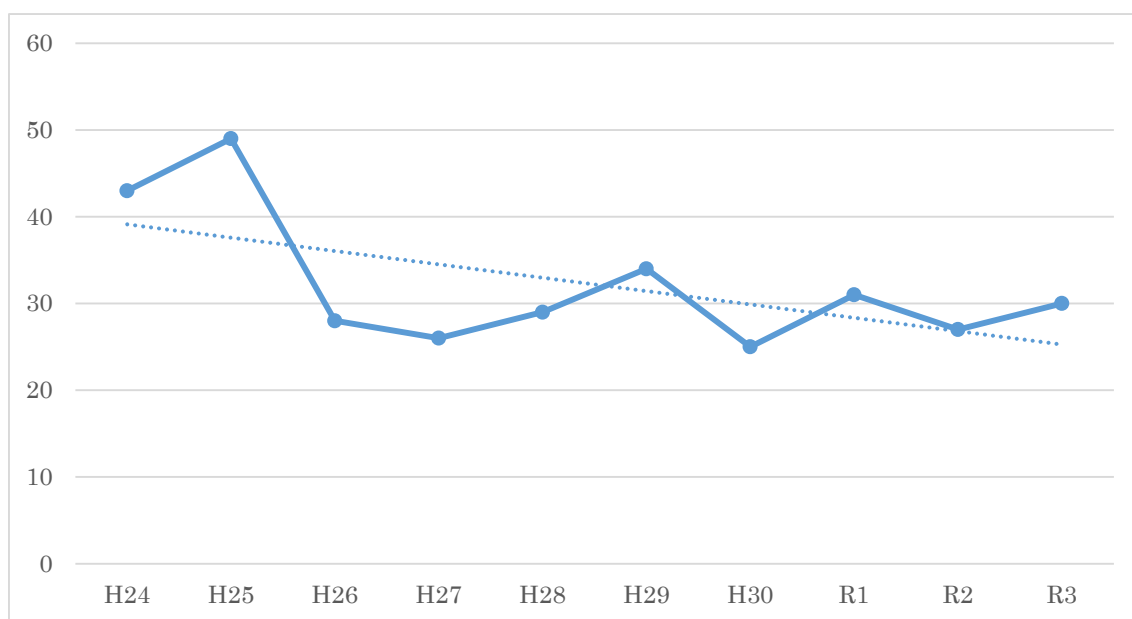
(1) 火災出動件数

火災出動件数は、減少傾向にあります。今後も世帯数の減少、ライフスタイルの変化により、減少傾向が継続又は現状と同程度で推移していくと予測されます。(表3・図2)

表3 火災出動件数の推移

年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	43	49	28	26	29	34	25	31	27	30

図2 火災出動件数の推移



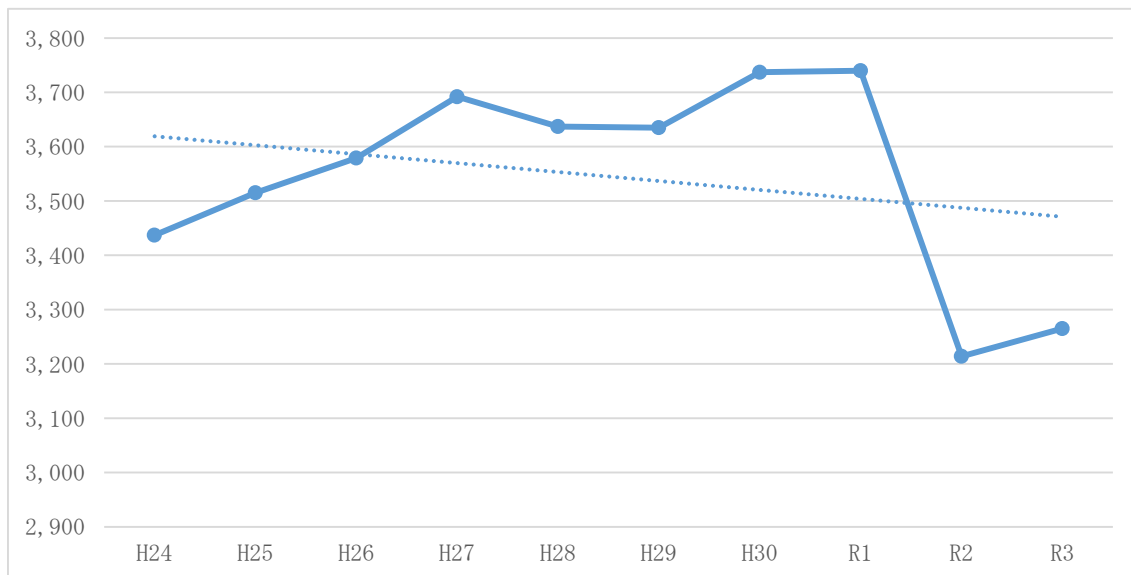
(2) 救急出動件数

救急出動件数は、令和２年は大幅に減少していますが、近年は増加傾向にあります。これは管内住民の高齢化と核家族世帯の増加を要因とするところが大きいのと思われます。今後も増加傾向が継続または、現状と同程度で推移することが想定されますが、人口減少が進行すると将来的に減少に転じることが予測されます。（表４・図３）

表４ 救急出動件数の推移

年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	3,437	3,515	3,579	3,692	3,637	3,635	3,737	3,740	3,214	3,265

図３ 救急出動件数の推移



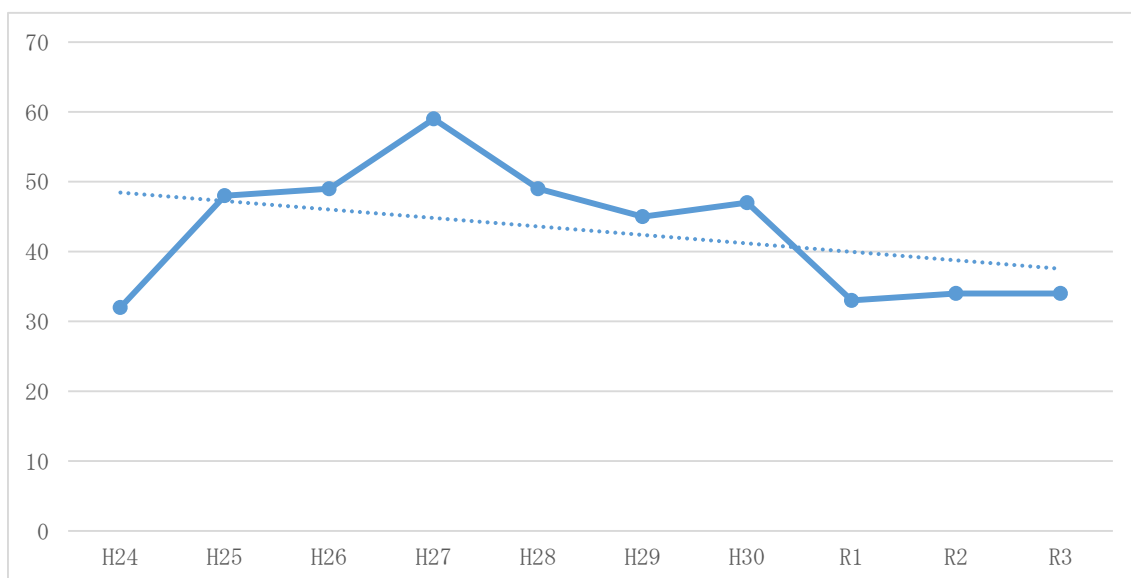
(3) 救助出動件数

救助出動件数は、平成27年をピークに近年は減少傾向にあります。管内においては、高齢化が進み、高齢者ドライバーやひとり暮らしの高齢者の増加が予測されることなどから、今後は増加傾向に転じることまたは、現状と同程度で推移することが予測されます。（表5・図4）

表5 救助出動件数の推移

年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	32	48	49	59	49	45	47	33	34	34

図4 救助出動件数の推移



6 消防施設の状況

(1) 庁舎の状況

当組合は、消防に関する事務を処理する一部事務組合であるため、道路などインフラ施設等は保有しておらず、保有する公共施設等は消防施設のみです。また、消防団並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務は除外されているため、それらの消防施設は、各構成市町が管理する公共施設等となっています。

そのため、当組合が保有又は使用する消防施設は、車庫や無線局舎などの付属施設と消防訓練塔など、その他の工作物を除くと、消防本部・消防署及び各出張所の6庁舎となります。いずれの施設も公共施設として必要な耐震性は確保されていますが、消防組合発足当初の昭和46年度に整備された消防本部・消防署、西部出張所、中部出張所、東部出張所の4施設が耐用年数を迎えます。

(表6) 消防施設は、住民の安全に不可欠な施設であるため建替え、施設の集約等を含めた総合的な管理計画が必要となってきます。

表6 庁舎の状況

施設名称	構造	延床面積(㎡)	取得年度	稼働年数	耐用年数
消防本部・消防署	RC	1015.28	1971年度	50	50
南出張所	S	235.25	2000年度	21	38
東出張所	RC	256.35	1992年度	28	50
西部出張所	RC	512.00	1971年度	50	50
中部出張所	RC	155.40	1971年度	50	50
東部出張所	RC	155.54	1971年度	50	50

※稼働年数は、令和3年度を基準として算出しています。

(2) 施設保有量の推移

本計画策定以降（平成28年度以降）の庁舎の状況について、増減などの変更はありません。

(3) 消防車両の状況

消防車両は、公共施設に該当しませんが、更新に要する費用は大きく、消防車両整備事業は当消防組合にとって重要な事業であることから、庁舎と同様に総合的な整備計画が必要となってきます。

当消防組合では、消防車両の目標耐用年数を消防自動車 20 年、救急自動車 15 年としており、今後 10 年で消防自動車 4 台、救急自動車 3 台が耐用年数を迎えます。（表 7）人口減少による将来の消防ニーズを見極め、消防力を維持しながら仕様の見直し等コスト削減策を検討する必要があります。

表 7 消防車両の状況

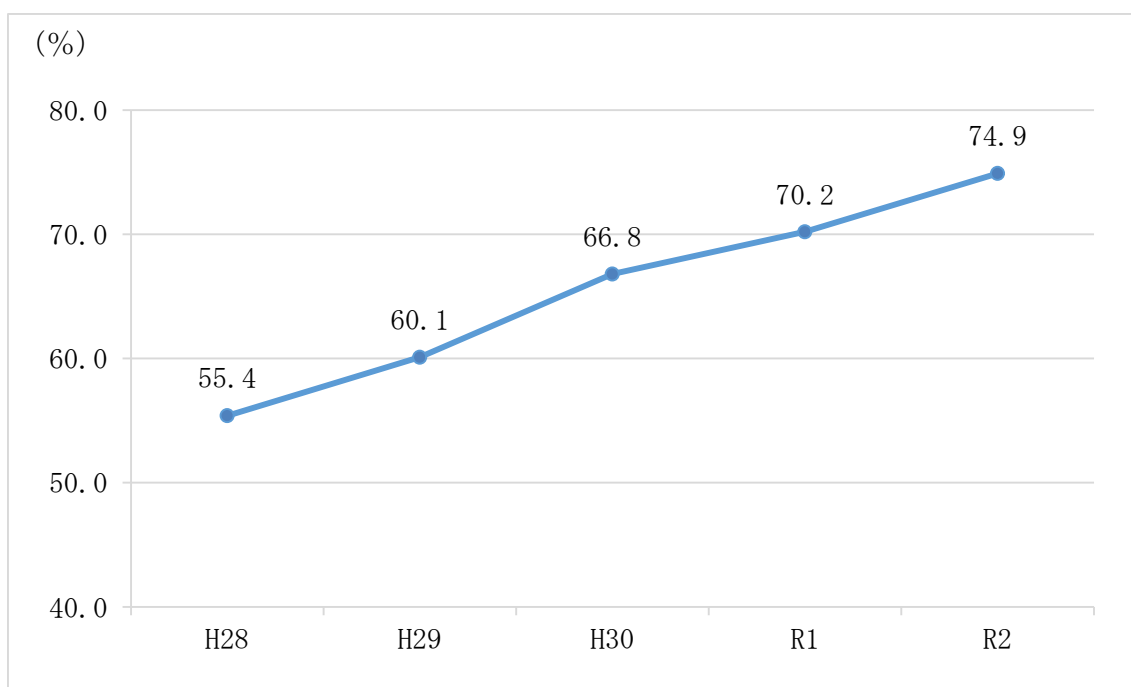
車種	取得年度	稼働年数	目標耐用年数	残年数
消防ポンプ自動車	2002年度	19	20	1
消防ポンプ自動車	2002年度	19	20	1
消防ポンプ自動車	2005年度	16	20	4
消防ポンプ自動車	2013年度	8	20	12
消防ポンプ自動車	2020年度	1	20	19
消防ポンプ自動車	2021年度	0	20	20
消防ポンプ自動車	2021年度	0	20	20
水槽付き自動車	1998年度	23	20	0
化学消防ポンプ自動車	2016年度	5	20	15
救助工作車	2011年度	10	20	10
はしご付消防自動車	2014年度	7	20	13
高規格救急自動車	2013年度	8	15	7
高規格救急自動車	2015年度	6	15	9
高規格救急自動車	2017年度	4	15	11
高規格救急自動車	2018年度	3	15	12
高規格救急自動車	2019年度	2	15	13
高規格救急自動車	2019年度	2	15	13
高規格救急自動車	2021年度	0	15	15

※稼働年数は、令和 3 年度を基準として算出しています。

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算出したものです。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することが可能となります。当消防組合の有形固定資産減価償却率は、令和2年度時点において、74.9%となっています。(図5)

図5 有形固定資産減価償却率の推移



(5) 過去に行った対策の実績

過去１０年の間に主に以下のとおり対策を実施しています。（表８）

新耐震基準を満たしていない施設については、平成２３年度に耐震診断を実施し、平成２４年度に中部出張所を、平成２５年度に西部出張所をそれぞれ耐震化しています。

また、平成２８年度に東部出張所の庁舎外壁及び改修工事を、令和２年度に中部出張所の庁舎内部等改修工事を実施しています。

表８ 過去の対策内容（過去１０年）

単位：千円

施設名称	年度	H24	H25	H28	R2
南出張所	耐震化	※新耐震基準			
	長寿命化		●外壁		
	その他の大規模修繕等				
	費用		914		
東出張所	耐震化	※新耐震基準			
	長寿命化				
	その他の大規模修繕等				
	費用				
西部出張所	耐震化		●		
	長寿命化		●外壁		
	その他の大規模修繕等				
	費用		11,982		
中部出張所	耐震化	●			
	長寿命化	●外壁			
	その他の大規模修繕等				●内部
	費用	5,565			800
東部出張所	耐震化	※耐震診断の結果、耐震化の必要無し			
	長寿命化			●外壁	
	その他の大規模修繕等				
	費用			6,965	

(6) 現状や課題に関する基本認識

まず、消防本部・本署については、竣工から50年近くが経過しており、施設の老朽化が進んでいること、また、国道188号線柳井・平生バイパス道路事業により、現在のように庁舎から国道への出入りができなくなること等、消防庁舎建替えが喫緊の課題となっていることから、消防本部・本署の現地建替えまたは移転建替えを前提とした具体的な構想及び計画を策定中です。そのため、建替えまでの維持管理等については、事後保全で対応する予定です。

その他の庁舎の稼働年数を見てみると、昭和46年度から平成12年度にかけて整備され、耐用年数目前の建物が、西部出張所、中部出張所、東部出張所の3施設あり、いずれも周防大島町に配置されています。

また、南出張所、東出張所についても、稼働年数が耐用年数の半分以上を超えている状況です。

ア 南出張所

非常用自家発電設備は、固定式の発電機で対応しており、庁舎が沿岸部に位置しているため、津波等により浸水の危険性があります。

イ 東出張所

- ① 女性専用施設が整備されていないため、女性職員を配置することが困難です。
- ② 非常用自家発電設備は、移動式の発電機で対応しており、庁舎が沿岸部に位置しているため、津波等により浸水の危険性があります。

ウ 西部出張所

- ① 竣工から49年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。
- ② 女性専用施設が整備されていないため、女性職員を配置することが困難です。

エ 中部出張所及び東部出張所

- ① 竣工から４９年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。
- ② 女性専用施設が整備されていないため、女性職員を配置することが困難です。
- ③ 庁舎敷地が狭く、職員の各種訓練ができない状況です。また、来庁者の駐車場及び災害発生時に職員を非番招集した際、駐車も困難な状態です。
- ④ 非常用自家発電設備は、移動式の発電機で対応しており、庁舎が沿岸部に位置しているため、津波等により浸水の危険性があります。

７ 財政状況

(1) 歳入決算の状況

当消防組合の過去５年の決算総額の平均は、約１３億６，０００万円となっています。

財源の大半は、構成市町から納入される負担金でまかなわれており、過去５年は１２億円台で推移しています。（表９）また、構成市町も地方税や地方交付税の減少などにより、財政状況は厳しいものとなっています。負担金の増額が厳しい状況下においては、交付税措置のある地方債や補助金などを効果的に活用し、特定財源の確保に努める必要があります。

表９ 歳入決算の状況

単位：千円

内訳	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
分担金及び負担金	1,239,781	1,256,086	1,268,499	1,286,130	1,285,926
組合債	78,600	28,500	48,300	39,900	121,100
その他	55,598	54,100	47,447	85,705	89,862
歳入決算総額	1,373,979	1,338,686	1,364,246	1,411,735	1,496,888

※歳入歳出決算書より

(2) 歳出決算の状況

歳出の大半を人件費が占めており、一般財源の負担金に対する割合は、約 80 %となっています。(表 10) 近年、消防組合発足当初に採用された職員の多くが定年を迎えたことで組織が若年化したことから人件費は、減少傾向にありました。しかしながら職員の平均年齢は、平成 26 年度をピークに上昇に転じ、今後も 15 年程度は上昇が続き、同時に人件費の増加が想定されます。

表 10 歳出決算の状況

単位：千円

内訳	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
消防費	1,187,345	1,135,798	1,176,685	1,245,881	1,320,950
(うち人件費)	932,688	958,626	973,429	1,041,908	982,386
公債費	156,686	172,100	160,693	136,795	135,367
その他	1,940	2,112	2,181	2,389	1,881
歳出決算総額	1,345,971	1,310,010	1,339,559	1,385,065	1,458,198

※歳入歳出決算書より

8 維持管理・更新等に係る経費の見込み

今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みを試算しました。

なお、「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて（平成 30 年 4 月 23 日（月）総務省自治財政局財務調査課）22-23P 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式」に基づき、維持管理・修繕①、改修②、更新等③、合計④（①＋②＋③）、耐用年数経過時に単純更新した場合（⑤）に区分して算定しています。

表 1 1 試算単価

施設分類	建替え単価 (千円/㎡)	大規模改修単価 (千円/㎡)	公共施設更新費用試算ソフトによる分類
消防施設	400	250	市民文化系・社会教育系・行政系施設

資料：公共施設更新費用試算ソフト

(総務省、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）)

※この単価は、落札価格ではなく、予定価格または設計価格を想定して設定されています。

※大規模改修の単価は、通常建替えの50～60%であり、ここでは60%と想定されています。

表 1 2 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

【令和3年度から10年間】

(単位：千円)

維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
4,210	459,555	0	463,765	基金 国庫支出金 県支出金 地方債 一般財源など	739,498	△275,733	52,599

※維持管理・修繕①：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※改修②：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※更新等③：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

9 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

定期的に施設の点検を行い、劣化・損傷の程度や原因を把握するとともに、点検・診断を通じて得られた劣化状況や修繕・更新履歴などを蓄積し、今後の老朽化対策や計画の見直し等に活用します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法である予防保全型維持管理を目指し、公共施設に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検において、高い危険性が確認された場合は、利用者の安全確保を最優先し、一時的な供用停止や応急処置、改修、解体等を速やかに行います。

(4) 長寿命化の実施方針

定期的な点検・診断により、劣化状況を把握し、少しでも長く施設を利用できるように計画的に補修・修繕を行い、施設の長寿命化を目指します。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針

多様なニーズや施設の現状、将来計画などを踏まえ、費用対効果を検証したうえで、最適な手法により対応を行います。

(6) 脱炭素化の推進方針

断熱性能の高い材料の使用、省エネ性能に優れた機器や太陽光発電設備・LED照明の導入など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進し、計画的な公共施設の脱炭素化に努めます。

(7) 統合や廃止の推進方針

施設の老朽化状況や利用状況、コスト状況等を検証し、役割が薄れた施設などは、統合や廃止を検討します。また、施設の統合や廃止を検討する際は、人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化を踏まえるとともに、議会や自治会、市民と十分に情報共有・協議しながら進めます。

10 全庁的な取組体制の構築・PDCAサイクルの推進方針

公共施設マネジメントの実施に当たっては、当消防組合において情報等を一元的に管理し、公共施設の現状を把握できる状態にするとともに、全庁的な取組体制を構築します。

また、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、進捗管理や各種計画の見直しを行い、継続的な取組を実施します。

